

江東区分別収集計画

令和 4 年 6 月 策 定

江東区環境清掃部

1 計画策定の意義

江東区は、地先に最終処分場をかかえ、長年にわたり東京23区のごみの終末処理に関して、区民は多大な負担を強いられてきた。東京都が清掃事業を所管していた時代から、「自区内処理」「迷惑負担公平」の原則を掲げ、区政の最重要課題の一つとして取り組み、自ら率先してごみの減量・資源化に努めてきた。平成12年4月の清掃事業移管後は、従来から本区が実施してきたリサイクル事業と清掃事業を一体的に実施することが可能となり、平成14年度にごみの集積所を回収ステーションとして使用することを基本とした分別回収システムを整備した。平成21年3月には燃やすごみ、燃やさないごみの分別を大きく変更するとともに、新たに発泡スチロール、容器包装プラスチックを資源として回収を始めた。このように区民の協力のもと積極的に資源回収などのごみ減量に取り組んだことなどにより、本区では、区民一人当たりのごみ排出量が減少傾向で推移していた。しかし、令和元年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増えたことにより、直近年度では増加に転じている。

東京23区のごみ最終処分場は新海面処分場が最後の区画であり、その寿命は「今後50年余」と言われている。その処分場を末永く使用していくためにも、更なる取り組みが求められる状況にある。また、限りある資源を有効に活用するためには、新たに採取する資源を少なくし、環境への負荷をできる限り減らしていく持続可能な資源循環型地域社会を形成していくことが重要な課題となっている。

本区ではこの課題に取り組むために、これまでの3R^{※1}（リデュース・リユース・リサイクル）を一步進め、リフューズ・リペア^{※2}を加えた5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）を基本にごみの減量を推進し環境負荷の少ない資源循環型社会の形成・実現を目指していく。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中から容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源の有効活用とごみの最終処分量の削減を

図ることを目的として、区民・事業者・区がそれぞれの役割、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

※1 発生抑制・再使用・再生利用のこと ※2 断る・修理のこと

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は次のとおり。

- (1) 5 Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、積極的に情報を発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、取り組みの推進のため、区民・事業者・区の連携を強化する。
- (2) リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リペア（修理）の推進によりごみの発生を抑制する。
- (3) 環境負荷低減効果を考慮した効率的なリサイクルを推進する。
- (4) 安全・安心なごみの適正処理を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、及びプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（表1）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	31,165t	31,439 t	31,714 t	31,958 t	32,233t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の施策を実施する。

なお、実施に当たっては、区民・事業者・区がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図っていく。

(1) 5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理について、積極的に情報を発信し、区民・事業者の理解を一層深めるとともに、取り組みの推進のため、区民・事業者・区の連携を強化する。

①区民・事業者への情報発信

区は、広報誌・ホームページ等を活用して、区民、事業者へごみ排出量、最終処分場の残余年数、清掃事業経費等ごみ処理の状況について情報提供し、認識を深めていく。

また、環境フェアや区民まつり等でのブース出展によるPR活動や、出前講座・清掃施設見学会等の開催など、啓発活動に積極的に取り組む。

事業者に対しては、関連団体等と連携しながら、ごみ減量や資源の有効利用について、理解と協力を求めていく。

②こどもたちへの環境教育の推進

こどもの頃から「ものを大切に作る心」を育て、ごみの分別・リサイクルの重要性を理解し、環境にやさしいライフスタイルを身につけることを目的として、小学校におけるふれあい環境学習を行う。

③環境学習情報館の活用

区は、区民の自主的な活動の場と情報の提供に努める。環境学習情報館（えこっくる江東）を区民に対する環境・リサイクルの学習、情報発信、環境活動の拠点として活用するとともに、ごみ問題や5Rに取り組む意識を醸成する。

(2) リフューズ・リデュースの推進によりごみの発生を抑える。

①区民による「ごみになるものを断る」・「ごみを発生させない」取り組みの促進

普及啓発を行うにあたり、発生抑制の重要性を強調し、区民一人ひとりの自覚と行動を促していく。そして、行動に結び付けるための環境整備に努め、発生抑制を進める。

区で作成している「ごみダイエット家計簿」を活用し、ごみの発生状況、発生抑制やリサイクル等による減量効果を体験してもらう。また、「ごみ減量と環境配慮の買い物ガイド」を利用して、ごみの減量や環境に配慮した買い物の実践を促す。

毎年10月に国が実施する「3R推進月間」の実施にあわせ、マイバックの持参や環境にやさしい買い物等について、区報や区民まつりなどで、呼びかけ・キャンペーンを行う。

②事業者による「ごみになるものを断る」・「ごみを発生させない」取り組みの促進

区は、普及啓発を行うにあたり、発生抑制の重要性を強調し、関連団体等と連携しながら、環境配慮型商品の積極的な開発・販売を働きかけるなど事業者責任による取り組みを求めていく。また、区内の小売店による簡易包装の推進し、レジ袋の削減を呼びかける。

③イベント開催における発生抑制

区民まつりなど区が主催するイベントにおいて、ごみ発生量の削減に取り組む。ごみを出さないイベント運営について、出展者に理解を求め、参加者についても協力を呼びかける。ごみになるものは持ち込まない、ごみの持ち帰り、買い物袋の持参の3点を呼びかける。

(3)環境負荷低減効果を考慮した効率的なリサイクルを推進する。

①集団回収活動の支援

集団回収の実施団体に報奨金を支給するなど、区民のリサイクル活動を引き続き支援していく。また、集団回収未実施の地域や新築マンションの住民に対して、制度の説明、実施の呼びかけを行う。

②容器包装プラスチックリサイクルの推進

回収した容器包装プラスチックの中に、異物の混入が多いことから、容

器包装プラスチックの分別についてわかりやすく情報発信する。

③事業者によるリサイクルの取り組みの促進

事業者に対して、資源物について民間リサイクルルートを活用した資源化を働きかけ、大規模事業者に対しては再利用計画書の提出を求めるほか、直接立入指導を行う。

(4)安心・安全なごみの適正処理を推進する。

①家庭ごみの適正排出の推進

区民の適正な分別・排出の協力を得るため、分別・排出方法を記載した冊子等を配布するとともに、区ホームページやパンフレット、スマートフォン向けアプリや区報のコラムなど掲載内容の充実を図る。特に、区民が分別する際に、迷いやすいプラスチック製容器包装について、正しい分け方出し方の普及に取り組む。

②事業系ごみの適正排出の推進

事業用の大規模建築物の所有者に対し、ごみの減量及び適正処理の職務に当たるものを「廃棄物管理責任者」として選任し、区に届け出ることを求める。また、事業者の適正処理の理解を深めるために、廃棄物管理責任者を対象とする講習会を開催する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本計画において、分別収集をする容器包装廃棄物の種類および収集に係る分別の区分は、表2のとおりとする。

(表2)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶

主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも の（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		牛乳パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の 容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするため のもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であ って上記以外のもの	発泡スチロール製の 容器包装	発泡トレイ・発泡スチロール
	ペットボトル及び発泡スチ ロール製容器包装以外のプ ラスチック製容器包装	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(表 3)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
人口	536,997 人		541,731 人		546,464 人		550,672 人		555,405 人	
主としてスチール製の容器	529 t		534 t		538 t		543 t		547 t	
主としてアルミ製の容器	1,109 t		1,119 t		1,129 t		1,138 t		1,147 t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,828 t		(合計) 1,845 t		(合計) 1,861 t		(合計) 1,875 t		(合計) 1,891 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	0 t	1,828 t	0 t	1,845 t	0 t	1,861 t	0 t	1,875 t	0 t	1,891 t
茶色のガラス製容器	(合計) 944 t		(合計) 952 t		(合計) 961 t		(合計) 968 t		(合計) 976 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	0 t	944 t	0 t	952 t	0 t	961 t	0 t	968 t	0 t	976 t
その他のガラス製容器	(合計) 1,720 t		(合計) 1,735 t		(合計) 1,750 t		(合計) 1,764 t		(合計) 1,779 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	1,720 t	0 t	1,735 t	0 t	1,750 t	0 t	1,764 t	0 t	1,779 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主として段ボール製の容器	7,559 t		7,626 t		7,692 t		7,752 t		7,818 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 2,368 t		(合計) 2,389 t		(合計) 2,410 t		(合計) 2,429 t		(合計) 2,450 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	2,368 t	0 t	2,389 t	0 t	2,410 t	0 t	2,429 t	0 t	2,450 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,636 t		(合計) 2,659 t		(合計) 2,682 t		(合計) 2,703 t		(合計) 2,726 t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	2,392 t	244 t	2,413 t	246 t	2,434 t	248 t	2,453 t	250 t	2,474 t	252 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

※端数処理の関係で合計値が一致しない場合あり。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び
 び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法
 〈算定方法〉

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 令和3年度の資源回収（引渡）量に基づく一人当たり平均回収量×各年度の推計人口

また、各年度の推計人口は、江東区長期計画（令和2年3月策定）の数値をもとに推計した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物ごとの分別収集の実施者は表4のとおり。

（表4）

容器包装廃棄物の種類		収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	・区（回収は委託業者）	・民間業者（委託）
	アルミ	・区民団体による集団回収	
びん	無色ガラス	・区（回収は委託業者） ・区民団体による集団回収	・民間業者（委託）
	茶色ガラス		
	その他ガラス		
紙	牛乳パック	・区民団体による集団回収	・民間業者
	段ボール	・区（回収は委託業者） ・区民団体による集団回収	
プラスチック	ペットボトル	・区（回収は委託業者）	・民間業者（委託）
	発泡トレイ・発泡スチロール	・区（回収は委託業者）	・民間業者（委託）
	プラスチック製容器包装	・区（回収は委託業者）	・民間業者（委託）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装については、民間委託事業者で選別、圧縮、保管を行う。

発泡トレイ・発泡スチロールについては、NPO法人との連携により、エコミラ江東において、ペレット等への資源化事業を実施。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する重要な事項

(法第8条第2項第7号)

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録をもとに事後評価を行うこととする。